

日本ボーイスカウト東京連盟練馬第1団育成会「しあわせ会」会則

設定 昭和25年7月6日

改定 平成4年11月1日

改定 平成21年4月1日

改定 平成24年4月1日

第1条（名称）

日本ボーイスカウト東京連盟練馬第1団の育成会を「しあわせ(44)会」という。

第2条（目的）

本会は、ボーイスカウト日本連盟教育規定に定める育成会の精神に則り、日本ボーイスカウト東京連盟練馬第1団の健全なる育成に協力し、これを全面的に後援することを目的とする。

第3条（会員）

本会の会員は、正会員および賛助会員とする。

- (1) 正会員 日本ボーイスカウト東京連盟練馬第1団に属する団員の保護者および団指導者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、後援する者

第4条（会費）

本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員のうち、ローバースカウトを除く団員の保護者は1家庭につき1か月1,100円とする。
- (2) 賛助会員は、年額10,000円とする。

第5条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回、原則として、11月に開催する。

また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第6条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 会務を統轄し、本会を代表する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐する。
- (3) その他役員は、必要に応じて置くことができる。

第7条（役員を選出）

役員は、総会において、会員の互選により選出する。

第8条（役員の任期）

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

[入団のしおりへ](#)

[団のページへ](#)

[トップページへ](#)